

事故発生時の緊急連絡体制図

事故発生！

大原則※①②
事故の大小を自身で判断することなく、必ず警察へ連絡する。（道路交通法72条1項「事故報告義務」）
※① 通報を怠った場合、後程事故現場の所轄警察署に改めて出向かなければなりません。
※② 同じく、保険請求が困難になる場合があります。

ドライバーの任務

- ☑ ケガ人がいる場合は、消防署に連絡し、救急車を手配。
- ☑ ケガ人の手当て。（周囲の方の協力を仰ぐ。）
- ☑ 乗客の安全確認と安全確保。
- ☑ 警察へ事故の急報。
- ☑ 相手方の住所・氏名・車両等の確認と記録。
- ☑ 事故目撃者の確保。
- ☑ 会社への連絡。（※いずれかへ連絡。）

ドライバーへの指示

- ☑ 死傷者の救出と乗客の安全確保
- ☑ 運行の継続、または送還の判断と具体的方法の指示
- ☑ 現場応援の手配確認
- ☑ その他状況に応じ、ドライバーがとるべき措置と注意事項の指示

安全統括運行管理者

北上本店営業所
0197-73-6901
統括運行管理者 または 運行管理者

北上さくら営業所
0197-62-3841
統括運行管理者 または 運行管理者

雫石営業所
019-613-4675
統括運行管理者 または 事務員

代表取締役 佐井 隆

速報対象の事故の場合

所定の手順で管轄の運輸支局へ連絡

岩手運輸支局 輸送部門 019-638-2155

時間外・休日 090-8423-4549